

取扱
期間

令和10年3月31日まで

金融機関

信用保証協会

協調支援型 特別保証

金融機関と信用保証協会の連携強化で
中小企業・小規模事業者の皆さまの
経営課題解決をサポート！

トミマル

協調支援型 特別保証とは？

金融機関のプロパー融資(保証付きでない融資)と保証付き融資を組み合わせることによって、金融仲介機能の強化を図り、中小企業・小規模事業者の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題の解決をサポートします。

保証料率

国からの保証料補助があり、申込日や資格要件によって保証料補助率が変動します。

1

令和8年4月1日
～令和9年3月31日

保証料の **1/3** 補助

事業者負担 0.30% ~ 1.27%

2

令和9年4月1日
～令和10年3月31日

保証料の **1/4** 補助

事業者負担 0.34% ~ 1.43%

経営者保証非提供に係る
上乘せ分の保証料について

さらに
県補助 **0.15%**



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

〒930-8565

富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル内

TEL: 076-423-3171 FAX: 076-493-0829

<https://cgc-toyama.or.jp>

取扱期間	令和10年3月31日まで																																								
申込人 資格要件	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に 本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行うこと。																																								
保証限度額	保証限度額2億8,000万円 (組合等4億8,000万円)																																								
保証期間 (据置期間)	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内(運転資金：1年以内、設備資金および運転設備資金：3年以内)																																								
対象資金	運転資金または設備資金																																								
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																								
貸付利率	金融機関所定利率																																								
返済方法	一括返済または分割返済																																								
保証料率	<p>1. 申込人資格要件(1) 保証申込日に応じて次の①もしくは②の保証料率を適用する。</p> <p>2. 申込人資格要件(2) ②の保証料率を適用する。 ※貸借対照表を作成していない場合は①もしくは②の各5区分の保証料率を適用する。</p> <p>① 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.27</td> <td>1.17</td> <td>1.04</td> <td>0.90</td> <td>0.77</td> <td>0.67</td> <td>0.54</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和9年4月1日～令和10年3月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.43</td> <td>1.32</td> <td>1.17</td> <td>1.02</td> <td>0.87</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。 条件変更保証料は補助対象外。 事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となり、保証料上乘せによって経営者保証を不要とすることができる。 <u>なお、上乘せ分の保証料について県による0.15%の補助あり。</u></p>	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	事業者負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																
事業者負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30																																
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																
事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34																																
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。																																								

1/3 相当
国補助

1/4 相当
国補助

このパンフレットは保証制度の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません。
金融機関および信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

お問い合わせ

● 保証推進部 保証課

☎ 076-423-3176

● 経営支援室

経営サポート課・創業支援課

☎ 076-403-5816



LINE
公式アカウント
お友だち募集中!

